

報道各位

胎内市総務課

職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 処分内容

所属	階層	年齢	処分内容
市民生活課 (職務代理者)	主査	45 歳	減給 10 分の 1 (1 か月)
税務課 (投票用紙交付係)	主事	30 歳	戒告
健康づくり課 (投票用紙交付係)	主事	31 歳	戒告

2 事案の概要

令和7年7月20日執行の参議院議員選挙において、午前7時から午前7時50分までの間、41名に対して県選出議員選挙と比例選出議員選挙の投票用紙を取り違えて交付した。

3 発令年月日

令和7年8月22日

胎内市総務課人事係
TEL:0254-43-6111 (代表)